

介護職員等特定処遇改善について

特定処遇手当支給条件

- ・ ①経験・技能のある介護職員 ②その他の介護職員 ③その他の職種
- ・ ①②③の職員の特定処遇改善手当の額が4:2:1となるよう配分する。
- ・ 特定処遇改善加算の増減により支給額の変更あり。
- ・ 年度末において調整を行うこともある。

①経験技能のある介護職員（正職員）（嘱託職員）（常勤パート）	
1.当法人で勤続10年以上の介護職員	【月額】
2.介護福祉士の資格を有する者	23,000円
②その他の介護職員（正職員）（嘱託職員）（常勤パート）	
1.介護福祉士資格取得者で10年未満の介護職員	【月額】
2.無資格の介護職員	10,000円
③その他の職種	
1.①②以外のすべての職種の職員	【月額】
2.年収440万円以上の職員には支給しない	5,000円

※非常勤職員は、上記金額を勤務時間に応じて按分して支給する(①②③共通)。